

監査公表第 658 号

住民監査請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行いましたので、請求文及び京都市長に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 23 年 5 月 27 日

京都市監査委員 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

住民監査請求に係る請求文

京都市職員措置請求書

1-1 請求の趣旨

政務調査費に関し、収支報告書に全領収書添付の義務付けや報告書・使途基準などの改善がなされてきている。

これらの改善は、政務調査費の使われ方の透明化にとって前進したものと評価したい。

しかし、会計帳簿及び調査結果の成果品など各証拠書類の提出が、いまだに義務付けされておらず、公開されないという、最も大切な改革がなされていない。

このため、政務調査目的への支出の合理性を示す根拠が明示されず、合目的な費用という該当性が確認できず、説明責任に欠くものが未だに存在する。

このような状況の下で、平成21年度に交付された政務調査費について、調査・分析を行った結果会派および議員それぞれに、残念ながら、政務調査費の目的外支出が見受けられた。

以上の状況を解決するには、以下の3項目の抜本的改革が必要である。

- 1) 申請・交付の方法は調査費の「渡し切り」ではなく、調査研究の各事業ごとに行なうこと。
- 2) 収支報告書には最低限会計帳簿を添付し、それ以外の成果品などは閲覧可能にすること。
- 3) 使途基準と共に、使途制限の規定等は第三者機関の審議に委ね、議会は尊重すること。

これらの点に関して、監査結果でも反映させてもらいたい。

分析・評価にあたっては、原則として以下の扱いを行った。

政務調査活動とその他の活動について自主的に按分されている場合、会計帳簿や各証拠書類の添付がないなか、合理的かどうかの確認はできないが、自主按分の努力を考慮し、

今回は認めた。

自主按分がない場合や認めがたい場合は、各会派および議員個人の政務調査活動とその他の活動で共通使用されていると思われる場合は、按分率を1/2～1/3とした。

また、議員分の政務調査費で実際の政務調査活動には使用せず、人件費と事務所費でほとんどを費やしている不見識なものもあったが、到底認めることができない。

<平成21年度に交付された政務調査費の内、目的外支出と認められるもの>

(1)目的外支出の内訳

《会派分》（別紙「平成21年度京都市政務調査費収支報告書等の分析・評価による目的外支出と請求事項一覧表」による）

自由民主党	¥8,811,393円
日本共産党	¥746,917円
民主・都みらい	¥6,744,671円
公明党	¥3,852,181円
合計	¥20,155,162円

《議員分》（同上、別紙「平成21年度……目的外支出と請求事項一覧表」による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	加地 浩	¥2,909,840円	2	加藤 盛司	¥3,880,469円	3	小林 正明	¥3,039,992円
4	繁 隆夫	¥3,792,950円	5	下村あきら	¥2,038,635円	6	高橋泰一朗	¥4,265,937円
7	田中 明秀	¥4,018,970円	8	田中セツ子	¥3,488,435円	9	津田 大三	¥2,464,884円
10	富 きくお	¥4,468,382円	11	中村三之助	¥32,310円	12	橋村 芳和	¥4,800,000円
13	巻野 渡	¥3,807,620円	14	山元 あき	¥1,842,255円	15	山本 恵一	¥4,251,274円
16	吉井あきら	¥4,154,144円						
17	井上けんじ	¥4,700円	18	河合ようこ	¥81,900円	19	西村 善美	¥81,900円
20	青木よしか	¥2,286,000円	21	我孫子和子	¥651,860円	22	天方 浩之	¥2,060,000円
23	今枝 徳蔵	¥3,791,586円	24	小林あきろう	¥3,203,500円	25	中野 洋一	¥4,085円
26	安井つとむ	¥1,913,300円	27	山岸たかゆき	¥67,167円	28	山本 恵	¥11,279円

合計 ¥67,413,374円

総計（会派分+議員分） ¥87,568,536円

（¥20,155,162円+¥67,413,374円）

(2)目的外支出の理由

《会派分》（別紙NO. 1・2・3・4による）

i) 委託調査費（会派③）

③のA-1～32, 委員会摘録作成は政務調査活動でなく, 目的外支出である。

会派と議員では政務調査活動の内容はおのずと異なることは明らかであるが, 会派には議員にあるような議員報酬や費用弁償がなく, 何らかの公金が支給されていないからとあたかも会派運営費のような費用があってもよいと言わんばかりに述べ, 政務調査活動でなくても支出が認められるというのは違法・不当である。

京都府では会派運営費を支給されているが, それを違法とする裁判が行なわれており, また, その他の自治体において会派運営費を認めるものは存在しない。

ii) 広報広聴費（会派①, ②, ③, ④）

各会派の議員団ニュースの発行は政務調査活動とその他の活動が渾然一体となっており, その成果物に基づき面積按分を行なう必要があるが, 成果物の添付がないので, 按分率1/2を適用し, 1/2は目的外支出と認められる。

それに伴う編集, 印刷（封筒印刷を含む）, 折込, 封筒入れ等も同様に1/2は目的外支出と認められる。

また, ①のD-1は政務調査活動とは認められず, 目的外支出であり, ①のD-9について成果物の添付がなく, 按分率1/2を適用し, 1/2は目的外支出と認められる。

②のD-1は住所データが政務調査活動に限るという根拠が示されず, 按分率1/2を適用し, 1/2は目的外支出と認められ, ②のD-9も成果物の添付がなく, 按分率1/2を適用し, 1/2は目的外支出と認められる。

③のD-6, 7, 20は新聞広告の目的も内容も不明であり, 政務調査活動とは認められず, 目的外支出である。

①のF-25は政務調査活動とは認められず, 目的外支出である。

iv) 通信運搬費（会派②）

②のG-3, 9, 16, 24, 30, 34, 39, 44, 57, 66, 78, 83は日本共産党の支出であり, 政務調査活動とは到底認められず, 目的外支出である。

②のG-14, 20, 28, 32, 37, 41, 50, 61, 73, 81, 86, 87は政務調査活動に限るという根拠が示されず, 按分率1/2を適用し, 1/2は目的外支出と認められ, ②のG-26も同様に政務調査活動に限るという根拠が示されず, 1/2は目的外支

出である。

v) 備品消耗品費（会派①, ③）

①のH-3, 11は議員個人の使用に使われるもので、政務調査活動とは無縁であり、目的外支出である。

また、③のH-2, 5, 8, 11, 15, 18, 21, 24, 27, 30, 34, 37は各種のリース代については、政務調査活動に限るという根拠が示されず、按分率1/2を適用し、1/2は目的外支出と認められ、③のH-12, 31も同様に政務調査活動に限るという根拠が示されず、按分率1/2を適用し、1/2は目的外支出である。

《議員分》（別表NO. 5・6・7・8による）

i) 人件費・事務所費以外

別表NO. 5～NO. 8に目的外支出の理由を記載。

ii) 人件費・事務所費

別表にも簡単に理由を記しているが、政務調査活動の基本であるA（委託調査費）・B（会議研修費）・C（調査旅費）・D（広報広聴費）・E（資料作成費）をないがしろに、人件費と事務所費だけで政務調査費の過半を越える支出を行なうことは、政務調査活動の取り違えもはなはだしく、到底認めることができない。全て目的外支出である。

議員④, ⑤, ⑩, ⑫はA～Eの支出が一切なく、政務調査活動を全く行なっていないともいえる状態にもかかわらず、人件費と事務所費で政務調査費の過半を越える支出を行なっており、目的外支出である。

議員①, ②, ③, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑬, ⑭, ⑮, ⑯はDまたはD及びBやCやEなどの支出はある。しかし、小額の支出か、該当項目の支出とは言えず、いずれも、前述と同様に政務調査活動とは認められない。政務調査活動を行なっていないに等しい状態で、人件費と事務所費だけで、政務調査費の過半を越えて支出しており、目的外支出である。

また、人件費・事務所費で、政務調査費の過半を越えてはいないが、いまだに、不適切な処理が行なわれており、政務調査費とは認められない事例も見受けられる。

議員20, 22, 23, 24, 26は人件費を支出しているが、社会保険料等の支出がないなど、税関係法令や労働関係法令上の手続きの適切な実施、適正な処理がなされず、政務調査活動のための雇用とはみなしがたく、目的外支出である、

議員21は事務所費を支出しているが、貸主が同姓であり、親族と推認されるため、政務調査費とは認めがたく、目的外支出である。

1-2 求める措置

上記により被った下記の損害額の返還を市長が各会派・議員に対し求めるよう勧告されること。

平成21年度に交付された政務調査費（会派分+議員分）

¥87,568,536円（¥20,155,162円+¥67,413,374円）

1-3 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める

平成18年度に交付された政務調査費に関して、平成20年6月13日、京都市個別外部監査人により「京都市個別外部監査結果報告書、個別外部監査の結果に関する意見書」が提出された。

平成19年度に交付された政務調査費に関しては、平成21年7月24日、京都市監査委員より監査結果が公表されたが、この監査結果は、平成18年度京都市個別外部監査人の監査結果等の成果を受け継ぐものであった。

平成20年度には、交付された政務調査費の収支報告書に1円以上の全ての支出に対して、領収書の添付が義務付けられた。

本件は、政務調査費についての適法性と公費支出への説明責任を全うすることを求め、前記是正措置を求めるものである。

事案の趣旨に鑑み、収支報告書に1円以上の全ての支出に対して、領収書の添付が義務付けられた政務調査費に関して、改めて、個別外部監査人による公正な判断が求められるため。

2 請求者

京都市西京区 A

ほか4名

以上、地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

<別紙事実証明書等の目録>

1、別紙「平成21年度京都市政務調査費収支報告書等の分析・評価による目的外支出と請求事項一覧表」

《会派分》 4枚（自由民主党；1，共産党；1，民主・都みらい；1，公明党；1）

《議員分》 5枚（自由民主党；3，共産党，民主・都みらい；2）

1、平成21年度政務調査費収支報告書・支出調書一覧表・支出調書・領収書等の写し等
京都市監査委員様

2011年3月29日

注1 請求人の氏名を記号化した。

2 請求人の住所の一部及び職業並びに事実証明書の記載を省略した。

3 平成23年4月12日付けで提出された「京都市職員措置請求書の補正について」の内容を反映させている。

京都市長に対する監査結果の通知文

監第15-1号

平成23年5月27日

京都市長 門川 大作 様

京都市監査委員 不室 嘉和

同 出口 康雄

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成23年3月29日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による標記の請求（以下「本件請求」という。）についての監査の結果は次のとおりであり、同条第4項の規定により下記第6のとおり措置されるよう勧告するとともに、監査委員の合議により、下記第7のとおり意見を提出します。

この勧告を受けて講じた措置については、同条第9項の規定により、監査委員に通知してください。

なお、本件については、監査委員繁隆夫及び監査委員津田早苗は、法第199条の2の規定により除斥となっています。

第1 請求の要旨

1 請求の趣旨

- (1) 政務調査費に関し、全ての支出に係る領収書の収支報告書への添付の義務付け、報告書及び使途基準等の改善がなされており、政務調査費の使われ方の透明化にとって前進したものと評価するが、会計帳簿及び成果品など各証拠書類の提出が義務付けられておらず、最も大切な改革がなされていない。

このため、政務調査目的への支出の根拠が明示されず、政務調査目的に該当することの確認ができず、説明責任を欠くものがいまだに存在する。

(2) 以上の状況を解決するには、以下の抜本的改革が必要である。

ア 申請及び交付の方法は調査費の「渡し切り」ではなく、調査研究の事業ごとに行うこと。

イ 収支報告書には会計帳簿を添付し、それ以外の成果品などは閲覧可能にすること。

ウ 使途基準と使途制限の規定等は第三者機関の審議に委ねること。

(3) 分析及び評価に当たっては、以下のように扱った。

ア 自主的に按分されている場合、会計帳簿や証拠書類がない中で合理性の確認はできないが、自主按分の努力を考慮し目的外使用としなかった。

イ 自主按分がない又は自主按分を認め難い場合、政務調査活動とその他の活動で共通使用されていると思われるものは、支出額の2分の1又は3分の1を超えるものを目的外使用とした。

ウ 政務調査費のほとんどを人件費及び事務所費に支出している不見識なものなどは、目的外使用とした。具体的には、次のとおりである。

(ア) 政務調査活動の基本である委託調査費、会議研修費、調査旅費、広報広聴費及び資料作成費に政務調査費を使用していないものは、政務調査活動を行っているとはいえ、そのような状態で人件費及び事務所費だけで政務調査費の過半を超えて支出しているものは、政務調査活動の取り違えも甚だしく、全額が目的外使用である。

(イ) 社会保険料等の支出がなく、税関係法令及び労働関係法令上の手続がなされていないものは、政務調査活動のための雇用とはみなし難く、目的外使用である。

(ウ) 事務所費の支出先が、議員と同姓で親族と推認されるものは、目的外使用である。

(4) 上記の分析及び評価の結果、平成21年度分の政務調査費の目的外支出額は、会派分については20,155,162円、議員分については67,413,374円の合計87,568,536円であり、京都市（以下「市」という。）は、これと同額の損害を被っているから、市長が各会派及び各議員に対し、その返還を求めるよう勧告することを求める。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

平成20年6月13日付け「京都市個別外部監査結果報告書、個別外部監査の結果に関する意見書」（平成18年度分の政務調査費に係る平成20年3月31日付け住民監査請求に基づく監査（以下「18年度分監査」という。）について、法第252条の43の規定により実施した個別外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告書。以下「18年度分個別外部監査結果」という。）が個別外部監査人から提出された。

平成19年度分の政務調査費に係る平成21年3月24日付け住民監査請求に基づく監査に係る同年7月24日付けの監査結果（以下「19年度分監査結果」という。）は、18年度分個別外部監査結果の考え方が踏襲された。

本件は、政務調査費についての適法性と公費支出への説明責任を全うすることを求めて、是正措置を求めるものであり、全ての支出に係る領収書の収支報告書への添付が義務付けられた政務調査費に関し、改めて、個別外部監査人による公正な判断を求める。

第2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めない理由（個別外部監査契約に基づく監査によることの決定を市長に通知しなかった理由）

本件請求において、請求人は、領収書の収支報告書への添付に係る運用が変更されたことに伴い、改めて、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めるが、本件監査においては、18年度分個別外部監査結果及び19年度分監査結果に加えて、上記の運用の変更が適用された平成20年度分の政務調査費に係る平成22年3月18日付け住民監査請求に基づく監査に係る同年5月17日付けの監査結果（以下「20年度分監査結果」という。）において示された判断基準等を参考にすることができる。そのため、本件請求に基づく監査を執行するに際し、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを相当と認めるべき特別の事情があるとは認められない。

よって、請求人が監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由は、相当であると認めない。

第3 要件審査

1 請求対象の特定について

- (1) 住民監査請求は、その対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を特定して行うことを要するところ、本件請求は、会派又は議員による平成21年度の政務調査費の

使用のうち政務調査費の目的に合致しないとするもの（以下「目的外使用」という。）について、市長が当該会派又は議員に対して政務調査費の返還を請求するよう求めるものであるから、本件請求では、その対象とされる財務会計上の行為又は怠る事実を特定するに当たり、請求人が目的外使用に当たるとする政務調査費の使用の事実（以下、この要件審査の項において「請求対象事項」という。）が特定されている必要がある。

(2) 本件請求では、違法又は不当とする財務会計上の行為又は怠る事実について、これを疎明するに足りる書面（監査を求める根拠として一定の事実があることを示す書面。以下「事実証明書」という。）として提出された「平成21年度京都市・政務調査費の目的外支出事項と返還請求金額一覧表」（以下「請求一覧表」という。）における会派名又は議員名、使用された政務調査費の使途に係る費目及び支出調書の整理番号、具体的な使途の内容並びに領収書の金額及びそのうち政務調査費を充てた金額の記載並びに支出調書一覧表等の写しによって、請求対象事項を特定する方法が採られているが、請求一覧表に記載の内容と支出調書一覧表等の写しを突合したところ、支出調書の整理番号の不記載又は不一致、領収書の金額のうち政務調査費を充てた金額の不一致といった不備が見られた。

(3) これらの不備のうち、明らかな計算間違いといった合理的に解釈すれば請求対象事項を特定することが不可能ではない事項についてはこれを特定したうえ、請求一覧表の記載及び支出調書一覧表等の写しからは請求対象事項を特定することができないものについて、請求人に補正を求めたところ、請求人から平成23年4月12日付けで補正が提出され、当該補正の内容から、全ての請求対象事項を特定することができた。

2 違法不当事由の摘示について

(1) 住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実の防止又は是正を目的とする制度であるから、事実に基づかない憶測や主観だけで監査を請求することは許されず、住民監査請求においては、問題とする財務会計上の行為又は怠る事実の違法性又は不当性が具体的に主張され、当該行為又は怠る事実について、事実証明書が添付されていなければならない。

(2) 本件請求において、請求人が請求対象事項が政務調査費の目的外使用に当たるとする理由として請求書及び請求一覧表において主張するもののうち、次に掲げる主

張等には、具体的な根拠等が示されていない。

ア 日本共産党京都市会議員団の政務調査費のうち、封筒の印刷費、作成費及び増刷費並びにホームページの改修に関する用途のために、要した経費の2分の1相当額を超える金額を充てたものが目的外使用である旨の主張では、単に特定の経費が目的外使用に当たる旨を主張するのみで、具体的な根拠が示されていない。

イ 中村三之助議員の政務調査費のうち、議員団ニュース郵送のために、要した経費の2分の1相当額を超える金額を充てたものが目的外使用である旨の主張では、上記アと同様に具体的な根拠が示されていない。

ウ 自由民主党京都市会議員団の政務調査費のうち、議員団集合写真代及び「議員情報」購読料に充てたものが目的外使用である旨の主張では、個々の政務調査費の使用について、その用途が政務調査活動と認められないとする請求人の認識が示されているのみで、具体的な根拠が示されていない。

エ 井上けんじ議員の政務調査費のうち、書籍「有価証券報告書総覧」の購入代に充てたものが目的外使用である旨の主張では、個々の政務調査費の使用について、その用途が政務調査活動と直接の関わりが認められないとする請求人の認識が示されているのみで、具体的な根拠が示されていない。

オ 田中明秀議員の政務調査費のうち、道路使用許可手数料に充てたものが目的外使用である旨の主張では、道路使用許可手数料が使用不明とするのみで、どのような点が不明であるのかが具体的に示されていない。

カ 上記第1 1(3)ウ(ア)の主張では、次の主張について、具体的な根拠が示されていない。

(ア) 委託調査費等に政務調査費を使用していないことをもって、政務調査活動を行っていないに等しいとする主張

(イ) 政務調査活動を行っていないに等しい状態であるにもかかわらず、政務調査費の総支出額の過半を人件費及び事務所費に充てることは政務調査費の制度趣旨に反するとする主張

キ 上記第1 1(3)ウ(イ)の主張では、次の主張等について、具体的な根拠等が示されていない。

(ア) 「社会保険料等」、「税関係法令」及び「労働関係法令」の具体的な経費及び法令

(イ) 政務調査費から社会保険料等を支出していないことをもって、税関係法令や労働関係法令上の手続が実施されていないとする主張

(ウ) 税関係法令等の手続がなされていないことをもって、政務調査活動のための雇用とみなし難いとする主張

ク 上記第1 1(3)ウ(ウ)の主張では、事務所費について、事務所費の支出先が議員と同姓で親族と推認されれば、事務所費の支出が目的外使用である旨の主張について、具体的な根拠が示されていない。

(3) これらの点について、請求人に補正を求めたところ、請求人から平成 23 年 4 月 12 日付け及び同月 13 日付けで補正が提出され、同月 12 日及び同月 14 日にそれぞれ收受した。当該補正の内容と、それらに対する判断は、次のとおりである。

ア 上記(2)アの主張に関し、請求人は、いずれの使途も議員団ニュース送付用であると思われるとしたうえで、収支報告書に議員団ニュースの添付がなく、議員団ニュースに基づく面積按分を行うことができない旨を主張するが、それらの使途が議員団ニュースの送付用であるとする具体的な根拠が示されていないのであるから、結局のところ、政務調査費の目的外使用に係る具体的な根拠が示されるには至っておらず、いずれも法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。

イ 上記(2)イの主張に関し、請求人は、議員団ニュースに係る経費の按分率はその郵送料についても同様に適用されるとし、収支報告書に当該ニュースの添付がないことから、当該ニュースに基づく面積按分を行うことができない旨を主張しており、必ずしも十分とはいえないものの、一応の理由により政務調査費の目的外使用の主張がされたものと認められる。

ウ

(ア) 上記(2)ウの主張のうち、自由民主党京都市会議員団の集合写真代に関し、請求人は、当該集合写真の撮影が政務調査活動とはいえず目的外使用であるとし、例えば、当該集合写真が議員団ニュースなどに利用された場合においても同様である旨を主張する。

しかし、当該集合写真の撮影が政務調査活動とはいえない旨の主張は、政務調査費の目的外使用に係る具体的な根拠が示されておらず、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。

(イ) 上記(2)ウの主張のうち、自由民主党京都市会議員団の「議員情報」の購読料に関し、請求人は、事実証明書の記載から、「議員情報」は自由民主党組織本部の発行と思われ、当該冊子の購読は政党活動の一環というべきものである旨を主張しており、必ずしも十分とはいえないものの、一応の理由により政務調査費の目的外使用の主張がされたものと認められる。

エ 上記(2)エの主張に関し、請求人は、書籍が有価証券報告書（三菱商事株式会社及び株式会社ジョイント・コーポレーション）であるという事実に基づき、市政調査との直接・密接な関連性が不明で説明が不十分であることから目的外使用である旨を主張しており、必ずしも十分とはいえないものの、一応の理由により政務調査費の目的外使用の主張がされたものと認められる。

オ 上記(2)オの主張に関し、請求人から返還請求を取りやめる旨の申出があった。

カ

(ア)

a 上記(2)カ(ア)の主張に関し、請求人は、政務調査費の公金性に触れたうえで、会派又は議員は、収支報告書において、市民に対して委託調査費等政務調査活動の根幹たる活動を説明する責任があるとし、当該活動に政務調査費を使用していない旨の報告は、政務調査活動をしていないと表明しているのと同然であり、説明責任を果たすためには、政務調査費の限度額にかかわらず、政務調査活動の根幹部分について報告しなければならず、各議員の裁量によるべきではない旨を主張する。

しかし、政務調査費の使用の事実に関わりなく、収支報告書に政務調査活動の根幹部分を具体的に記載し、報告する義務がある旨の主張は、具体的な根拠が示されておらず、政務調査費の制度に対する請求人の単なる独自の見解を述べているにすぎない。

b また、請求人は、京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程第2条別表第1及び第2により政務調査費の使途基準が定められているところ、人件費及び事務所費は調査研究活動を行うための間接的な費用であるという性質上、会派又は議員が、政党活動、後援会活動及び選挙活動といった政務調査活動以外の活動も多数していることを指摘し、使途基準に反する支出をされているおそれが高く、単に補助職員の雇用の事実又は事務所の賃借の事実を

示すだけでは説明責任を果たしたとはいえ、収支報告書において、何らかの形で調査研究活動としての人件費及び事務所費の使用の事実が示されていなければ目的外使用である旨を主張する。

しかし、個々の収支報告書やその添付の書類の状況といった事実関係にかかわらず、一律に使途基準に反して支出しているおそれが高いとする部分は、結論が抽象的に導かれているにすぎず、請求人の単なる独自の見解を述べているにすぎない。また、上記のような人件費及び事務所費の性質上、収支報告書に、特別に調査研究活動としての当該経費の使用の事実を示す責務がある旨の主張は、具体的な根拠が示されておらず、専ら請求人の主観によって形成されているものといわざるを得ない。

(イ)

a 上記(2)カ(イ)の主張に関し、請求人は、政務調査活動を行っていないに等しい状態であることから、本来は、全額返還すべきであるが、本件請求では、返還すべき金額を政務調査費の総支出額の過半を人件費及び事務所費に充てることはあってはならないと認められる範囲に限定することで、その不当性をより明らかにした旨を主張する。

しかし、上記の主張のうち、政務調査費の総支出額の過半を人件費及び事務所費に充てるのが政務調査費の使用方法にあってはならないとする部分は、結論のみが示されており、具体的な根拠が示されておらず、専ら請求人の主観によって形成されているものといわざるを得ない。

b また、請求人は、請求人が使途基準違反とした人件費及び事務所費は、いずれも調査研究そのものである委託調査、会議研修、調査旅行、広報広聴及び資料作成等の費用に対する政務調査費が支出されていない、又は、少額しか支出されていないものを対象とし、このような場合、調査研究活動として人件費及び事務所費が支出されたものであるとはいえない旨を主張するが、具体的な根拠が示されておらず、政務調査費の制度に対する請求人の単なる独自の見解を述べているにすぎない。

(ウ) よって、上記(ア)及び(イ)の主張は、政務調査費の目的外使用に係る具体的な根拠が示されておらず、いずれも法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。

キ

(ア) 上記(2)キ(ア)及び(イ)の主張等に関し、請求人は、「社会保険料等」とは、源泉徴収、雇用保険、社会保険などであるとし、収支報告書等に社会保険料等の支払証明が添付されていないという事実に基づいて、税関係法令や労働関係法令の手續が行われていないとみなされるのは当然である旨を主張する。

しかし、社会保険料等に関する経費について政務調査費を使用していないという状況があるからといって、個々の事実関係に関わりなく、一律に税関係法令や労働関係法令上の手續が実施されていない旨の主張は、具体的な根拠が示されておらず、請求人の単なる独自の見解を述べているにすぎない。

(イ) 上記(2)キ(ウ)の主張に関し、請求人は、税関係法令等の手續が行われていなければ、雇用関係が成立したかどうかも危ぶまれる状態であり、政務調査活動のために雇用したとはみなせず、仮にみなすことができたとしても関連して必要となる税の徴収義務等を果たすことは、当然の責務であり、これを行わない違法状態における支出に政務調査費を充てることは容認すべきではなく、違法な支出である旨を主張する。

しかし、政務調査活動のための雇用とは、会派又は議員が行う政務調査活動を補助させるための職員の雇用と解されるどころ、税関係法令等の手續と職員の雇用の関係はともかく、税関係法令等の手續が実施されていないことをもって、政務調査活動のための雇用とはみなせない旨の主張は、税関係法令等の手續と政務調査活動のための雇用との間に直接の関係があるとする具体的な根拠が示されておらず、政務調査費の制度に対する請求人の単なる独自の見解を述べているにすぎない。また、税の支払義務を果たさない場合に、人件費に政務調査費を充てることが目的外使用である旨の主張も同様である。

(ウ) よって、上記(ア)及び(イ)の主張は、政務調査費の目的外使用に係る具体的な根拠が示されておらず、いずれも法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。

なお、19 年度分監査結果において触れたところであるが、税関係法令や労働関係法令の手續は、政務調査費の制度とは別の制度における問題であるとはいえ、公費であることから、政務調査費の使用に当たり、関連して必要となるこれらの手續を適切に実施しないことがあれば、政務調査費の制度の運用に対す

る市民の信頼を失うことにつながりかねない。今後は、人件費の支出について、税関係法令その他関係法令の遵守を徹底し、守られない場合は政務調査費の使用を認めないこととするなど、効果的な対策を検討されたい。

ク 上記(2)クの主張に関し、請求人は、事務所の不動産の貸主が議員と同姓である場合は、親族の所有であると考えられ、使途基準に照らしても全額を政務調査費から支出することは目的外使用である旨を主張する。

しかし、当該議員の事務所の不動産の貸主が当該議員の親族であると推認されるところとしても、個々の事実に基づかずに、単に貸主が当該議員の親族であることだけをもって、事務所費に政務調査費を充てることが目的外使用である旨の主張は、具体的な根拠が示されておらず、政務調査費の制度に対する請求人の単なる独自の見解を述べているにすぎず、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。

3 要件審査に係る判断

以上から、本件請求については、一応の理由により政務調査費の目的外使用の主張がされていると認められた次表の事項に関し、政務調査費の目的外使用であるとしてその返還を求める部分について監査を実施し、それ以外の部分は法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められず、却下することとした。

会派名又は氏名	費目	支出調書の整理番号	使途内容	注
自由民主党 京都市会議員団	広報広聴費	2	A氏議員団ニュース 27 号編集代	1
		3	(株)萬誠社印刷工業所議員団ニュース 27 号印刷代	
		4	(株)萬誠社印刷工業所議員団ニュース 28 号印刷代	
		5	A氏議員団ニュース 28 号編集代	1
		6	(株)萬誠社印刷工業所議員団ニュース 29 号印刷代	
		7	A氏議員団ニュース 29 号編集代	1
		9	(株)T & K 京都新聞「市議会報告 vol. 1」掲載費	
		10	(株)萬誠社印刷工業所議員団ニュース 30 号印刷代	
		11	A氏議員団ニュース 30 号編集代	1

	資料購入費	25	自由民主党組織本部「議員情報」購読料	
	通信運搬費	1	(有)日本情報サービス議員団ニュース26号ポスティング代	
		8	(株)新公社議員団ニュース27号折込代	
		11	(有)日本情報サービス議員団ニュース27号ポスティング代	
		19	(株)朝日オリコミ大阪議員団ニュース28号折込代	
		21	(有)日本情報サービス議員団ニュース28号ポスティング代	
		24	(株)新公社議員団ニュース29号折込代	
		27	(有)日本情報サービス議員団ニュース29号ポスティング代	
		32	(株)朝日オリコミ大阪議員団ニュース30号折込代	
	備品消耗品費	3	京都麻業(株)下村議員用ワッペン2種類	
		11	(株)鈴屋白衣下村議員用安全靴	
日本共産党 京都市会議員団	広報広聴費	1	長3封筒, 住所データ修正費	2
		4	「市政を動かす。」No.394 封筒入れ 内職友の会	
		6	団ニュースNo.395 封筒入れ	
		9	7月26日付け京都新聞広告版下作成費	
		15	封筒入れ内職	
		21	団ニュース封筒入れ 内職友の会	
	35	封筒入れ内職料		
	通信運搬費	3, 9, 16, 24, 30, 34, 39, 44, 57, 66, 78 及び 83	電話代2台分	3
14, 20, 28, 32, 37, 41, 50, 61, 73, 81, 86 及び 87		携帯電話代		
26		切手代(80×100)		
民主・都みらい 京都市会議員団	委託調査費	1~32	委員会摘録作成代	
	広報広聴費	6	京都新聞広告料	
		7	新聞広告デザイン費	
		14	議員団ニュース送付	
		17	議員団ニュース(カラー版)	
	20	新聞広告料		
備品消耗品費	2, 5, 8, 11, 15, 18, 21, 24, 27, 30, 34 及び 37	コピー機(リース代)		

		12 及び 31	議員団封筒作成代	
公明党 京都市議員団	広報広聴費	14	市議員団ニュース折込費（京都新聞・読売新聞）振込み手数料 420 円含む	
		15	上記折込費消費税分振込み手数料 420 円含む	
		16	市議員団ニュース印刷費（インターナショナルグラフィックス）振込み手数料 420 円含む	
		25	市議員団ニュース作成・印刷費（インターナショナルグラフィックス）及び折込費（京都新聞・読売新聞）振込み手数料 420 円含む	
加地 浩	広報広聴費	1 及び 2	市政報告印刷代	4
田中 明秀	会議研修費	1	給食費 1 食分（学校給食調査）	4
田中 セツ子	広報広聴費	1	市会報告印刷代	
		2	市政報告ハガキ印刷代	
	通信運搬費	1～5, 9, 12, 13, 15, 21, 23, 24, 28, 31, 34, 37～39, 41～44, 47, 48, 50～54, 56～61, 63～67, 70, 73, 76, 77, 80, 82, 90, 91, 94, 95, 101, 104, 105, 108, 112～114, 121, 122, 124～126, 128, 130, 133～135 及び 137～139	タクシー（後援会と按分）	
		8, 18, 27, 49, 71, 81, 89, 99, 109, 123, 136 及び 146	オムロンクレジット（後援会と按分）	
		10, 22, 29, 30, 45, 72, 87, 88, 100, 118, 142, 145 及び 147	都タクシー（後援会と按分）	
津田 大三	通信運搬費	7, 12, 19, 25, 41, 54, 73 及び 84	タクシー代	5
中村 三之助	通信運搬費	5, 8, 19, 29, 37, 92, 95, 121, 131 及び 155	郵送代	
橋村 芳和	通信運搬費	1～3	市政報告「かけはし」郵送切手購入	
井上 けんじ	資料購入費	8 及び 21	書籍「有価証券報告書総覧」	
河合 ようこ	会議研修費	4	11/9, 10 第 8 回市町村議会議員研修会, 運賃及び宿泊料	6

西村 善美	会議研修費	3	同上	6
小林 あきろう	会議研修費	6～16	実践倫理宏正会会費・本代	
	資料購入費	3	実践倫理宏正会本代	7
	通信運搬費	19	実践倫理宏正会参加	
中野 洋一	資料購入費	10	書籍代「英語ノート1完全対応指導ハンドブック」	
		18	書籍代「人を動かす質問力」他1冊	8
山岸 たかゆき	通信運搬費	14	活動レポート用ハガキ代H21年7月分	
山本 恵	備品消耗品費	1, 4, 7, 12, 24, 29, 32 及び 35	㈱西村石油ガソリン代	

注1 個人の氏名を記号化した。

- 2 当該支出調書に係る支出のうち、住所データ修正費（70,875円）に係る支出に限る。
- 3 当該支出調書に係る支出のうち、宛名が日本共産党の領収書（70,272円）に係る支出に限る。
- 4 請求人から提出された請求書には支出調書の整理番号が記載されていないが、請求書の記載から当該費目に係る支出全体を掲げる趣旨と見られ、上記の表に掲げる支出調書の整理番号を本件請求の対象として特定している。
- 5 請求人から提出された請求書には、タクシー代として記載されている支出調書の整理番号84の記載がなく、同54が重ねて記載されているが、請求書の記載からタクシー代全般の支出を掲げる趣旨と見られること、及び請求書の記載は誤記と見られることから、同84も含めて本件請求の対象として特定している。
- 6 当該支出調書に係る支出のうち、運賃及び宿泊費（81,900円）に係る支出に限る。
- 7 請求人から提出された請求書には、資料作成費として、当該費目の支出調書の整理番号2が記載されているが、請求書に記載の領収書のただし書、支出目的説明及び領収書金額から、資料購入費の支出調書の整理番号3を本件請求の対象として特定している。
- 8 当該支出調書に係る支出のうち、書籍「日本人の英語力」の書籍代（735円）に係る支出に限る。

第4 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成23年4月26日に請求人Aからの陳述を聴取した。その要旨（上記第1と重複する内容及び監査の内容に直接関係のない事務手続に関する内容を除く。）は、おおむね次のとおりである。

また、この請求人の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、市会事務局の職員（以下「関係職員」という。）が立ち会った。

- (1) 政務調査費の収支報告書に全ての領収書の添付が義務付けられたことに伴い、添付書類が大量になっている。

市民がいつでも閲覧できるように、収支報告書をホームページに公表してもらいたい。

- (2) 政務調査費は、政務調査活動と他の活動と共通しているものについては、按分することになっているが、収支報告書に成果物が添付されていないと抽象的に指摘せざるを得ないため、成果物の添付を義務付けてもらいたい。また、こうした視点から、包括外部監査人による監査を実施してもらいたい。
- (3) 公金を使用して政務調査活動を行っている以上、市民に対して説明する義務があるにもかかわらず、収支報告書に人件費及び事務所費だけで高額な金額を計上するやり方は、明らかに説明する義務を省いており、ひどい手抜きである。

2 新たな証拠の提出

請求人は、新たな証拠の提出を行わなかった。

3 関係職員の陳述及び関係書類の提出

関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成23年4月26日に陳述の聴取を行った。その要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 政務調査費の制度概要等について

ア いわゆる地方分権一括法が平成12年4月に施行されたことにより、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大し、地方議会の役割がこれまで以上に重要になるとの認識が広く共有されることとなった。

政務調査費は、このような認識を背景にして、従前の調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることにより、地方議会の審議能力を強化し、その活性化を図るため、使途の透明性の確保と併せて、議員立法により、平成12年5月の法の改正により法制化されたものである。

イ 地方議会の議員は、地方自治における二元代表制の下で、地方公共団体の意思を決定する議事機関の一員であり、執行機関と共に重責を担う議会の構成員である。

政務調査費が法制化されるまでは、議員報酬及び費用弁償以外に、会派又は議員の活動に要する経費は、法において何ら手当されていなかった。しかし、戦後の経済成長と共に多様化、複雑化する社会情勢の変化を背景に、広範かつ多岐にわたる行政課題に適切に対処し、住民の意見、要望等を市政に反映させるなど、議員が活動していくためには、地方自治行政に関する広範かつ日常的な調査研究

活動が不可欠なものとなってきた。その結果、このような議員の調査研究活動の確実な遂行及び継続のためには、人件費、事務所費その他の様々な経費が相当程度必要になるため、これらの経費を議員報酬や費用弁償以外に、公的に助成する必要性が生じてきた。

このような議員の調査研究活動の実情に照らし、市を含む大半の地方公共団体で、法第232条の2に基づく、補助金として調査研究費を交付していたが、全国の地方議会で、議員の調査研究活動を公的に助成する法制度を整備する必要性が強く主張されるようになり、全国市議会議長会等を通じて、国に対し繰り返し要望した結果、政務調査費が法制化された。

ウ 会派及び議員には、執行機関に対する監視機能を果たすとともに、「地方主権」ともいわれる状況において、高度化、複雑化する住民要望を的確に捉え、地方の実情に応じた政策立案へと発展させていくため、本会議や議会の委員会への出席以外にも、日常的に調査研究活動を行うことが強く求められている。その調査対象は、広く市政全般に及び、調査方法も、執行機関の職員、学識経験者等からの意見聴取、他都市の先進事例の調査、研修会への参加、報道、出版物等による情報収集、住民からの広聴活動などと、極めて多様なものとなっている。

このような「政務調査費の法制化の経過及び目的」、「会派及び議員の担うべき役割とその広範な活動の実情」及び「調査方法の多様性」と共に、法において政務調査費が「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として交付するものとされていることを考慮すると、政務調査費は、会派又は議員の調査研究活動に直接用いられる費用に充てることに限られず、会派又は議員の日常的な調査研究活動における活動基盤の充実及び態勢の確保に資する費用等、調査研究活動と合理的な範囲で相当の関連性を有する「間接的な費用」にも広く充てることができると解すべきである。また、政務調査費が用途基準の範囲内で使われなければならないことは当然として、調査研究活動に伴う経費の支出の適合性に関する判断は、まずは調査研究活動の主体である会派及び議員の自律的判断に委ねられており、個別具体的な活動が調査研究活動に当たるか否かはもとより、当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといった判断についても、会派又は議員が活動の実態に照らして行う判断が、最大限尊重されるべきものであると考える。

エ 政務調査費の使途の透明性を確保し、積極的に説明責任を果たすことが求められていることは、議員においても十分に認識している。京都市会（以下「市会」という。）では、政務調査費制度のより一層の透明性を確保するため、第1次市会改革検討小委員会における議論を経て、平成17年度交付分から事務所費及び人件費を除く1件5万円以上の支出に係る領収書等の写しを収支報告書に添付し、一般の閲覧に供する取組を始めた。その後、平成19年度頃から、政務調査費に関する司法判断、制度に関する世論等の社会情勢が急激に変化し始めたのを受け、平成19年9月以降、第3次市会改革検討小委員会での議論を経て、平成20年度交付分から領収書等の写しの全部公開、新たに策定した基本指針に沿った運用といった取組を開始した。この基本指針は、他都市の監査結果や裁判例等を参考にして、政務調査費の具体的な支出の考え方や按分の基準などを明確にしたものであり、平成20年度からは、これまで以上に適切な制度運用が図られている。

加えて、18年度分監査の結果等を踏まえ、前述の基本指針を改正し、平成20年度中に政務調査費の運用の更なる厳格化が図られた。

また、これ以降も、市会改革推進委員会における検討を経て、再度基本指針を改正するなど、市会としては、政務調査費制度のより適正な運用を目指した不断の取組を行っており、市会事務局としても、適切なサポートに努めている。

(2) 請求人の主張に対する意見

請求人は、平成21年度交付分の政務調査費について、

- ① 自主的に按分されている場合、今回は認める。
- ② 自主按分がない又は自主按分を認め難い場合、政務調査活動とその他の活動で共通使用されていると思われるものは、按分率を2分の1又は3分の1とする。
- ③ 議員の政務調査費について、人件費及び事務所費で大半を費やしている不見識なものは、認められず、全額を目的外支出とする。

とする原則に基づき、それぞれ主張している。

ア ①の主張について

市会事務局として陳述すべきことはない。

イ ②の主張について

自主按分を行うべきか否か、自主按分が適正か否かについては、できる限り、個々の会派及び議員の活動の実態に照らして判断されるべきであるから、政務調

査活動とその他の活動の共通使用であると認めるべきか否かについても、個々の活動の実態を十分に考慮して判断されるべきである。また、政務調査活動とその他の活動の共通使用であると認められる場合であっても、按分率が2分の1又は3分の1を超えるものが全て違法、不当となると取り扱うことに、合理的な理由は見出せない。

ウ ③の主張について

上記(1)ウで述べたとおり、政務調査費は、調査研究活動そのものに直接用いられる費用に充てることに限られず、日常的な調査研究活動における活動基盤の充実及び態勢の確保に資する費用等、調査研究活動と合理的な範囲で相当の関連性を有する間接的な費用にも広く充てることができると解すべきである。また、政務調査費として計上する経費については、会派又は議員の自由な選択に委ねられており、提出された収支報告書において使途項目に偏りがあつたとしても、それを禁止する法令や条例その他の規範は存在しない。

したがって、人件費及び事務所費だけで政務調査費の過半を超えてはならないとする規制はなく、また、そのような支出を行うことのみをもって、その全額を政務調査費の目的外使用と取り扱うべきとの合理的な理由は見出せない。

4 関係人調査

本件監査の対象とした政務調査費の返還請求の必要の有無を判断するため、当該政務調査費の交付対象である会派及び議員（議員でなくなった者を含む。）に対し、支出調書の原本等の記録の提出を求めたほか、事情を聴取するなどして、当該政務調査費の使用の状況等について調査を行った。

第5 監査の結果

1 事実関係及び判断

本件監査において認められた事実関係及びこれに基づく監査委員の判断は、次のとおりである。

(1) 平成21年度における関係規程の内容

本件監査の対象年度である平成21年度における、政務調査費の目的及びその交付、使用、報告、返還等に関する法、条例及びその下位規程等の内容は、おおむね次のとおりである。

ア 法第100条第14項及び第15項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出する。

イ 京都市政務調査費の交付に関する条例，京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程及び京都市政務調査費取扱要綱

(ア) 政務調査費の交付対象

政務調査費は、市会における会派（所属する議員が1人である場合を除く。）及び議員に対し、交付される。

(イ) 政務調査費の交付額

会派に対し交付する政務調査費の月額は、140,000円にその月の初日において当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額とする。

議員に対し交付する政務調査費の月額は、400,000円とする。

(ウ) 政務調査費の使用

政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程に定める次の基準（以下「使途基準」という。）に従って、当該政務調査費を使用しなければならない。

a 会派分

項目	内 容
委託調査費	会派が行う外部団体又は個人への調査委託に要する経費(委託調査費)
会議研修費	会派が研究会、研修会その他会議を開催するために要する経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費(会場費、講師謝礼、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費、食糧費、茶菓子料等)
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な他都市調査等に要する経費(交通費、宿泊費、調査費等)
広報広聴費	会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策を住民に報告するために要する経費又は会派が住民等から市政に対する要望や意見を吸収するための会議等に要する経費(報告書及び広報紙の印刷費、会場費、ホームページの作成費及び管理費、茶菓子料等)

資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費，翻訳料等）
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書，資料等の購入に要する経費（図書，雑誌，新聞，資料等）
通信運搬費	会派が行う調査研究活動のために必要な交通及び通信に要する経費（備車料，電話代，FAX代，切手・はがき代等）
備品消耗品費	会派が行う調査研究活動のために必要な備品及び消耗品に要する経費（机，椅子，コピー機，パソコン，事務用品，ガソリン代等）
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費（給料，賞与，各種手当，各種保険等）
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費（賃借料，維持管理費，公租公課，保険料，光熱水費等）

b 議員分

項目	内容
委託調査費	議員が行う外部の団体又は個人への調査委託に要する経費（委託調査費）
会議研修費	議員が研究会，研修会その他会議を開催するために要する経費又は他の団体の開催する研究会，研修会等に参加するために要する経費（会場費，講師謝礼，出席者負担金・会費，交通費，宿泊費，食糧費，茶菓子料等）
調査旅費	議員が行う調査研究活動のために必要な他都市調査等に要する経費（交通費，宿泊費，調査費等）
広報広聴費	議員が行う調査研究活動，議会活動及び市の政策を住民に報告するために要する経費又は議員が住民等から市政に対する要望や意見を吸収するための会議等に要する経費（報告書及び広報紙の印刷費，会場費，ホームページの作成費及び管理費，茶菓子料等）
資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費，翻訳料等）
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書，資料等の購入に要する経費（図書，雑誌，新聞，資料等）
通信運搬費	議員が行う調査研究活動のために必要な交通及び通信に要する経費（備車料，電話代，FAX代，切手・はがき代等）
備品消耗品費	議員が行う調査研究活動のために必要な備品及び消耗品に要する経費（机，椅子，コピー機，パソコン，事務用品，ガソリン代等）
人件費	議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費（給料，賞与，各種手当，各種保険等）
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費（賃借料，維持管理費，公租公課，光熱水費，保

(エ) 報告書等の提出

政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに議員（翌年度の4月1日から同月30日までの間に、当該会派が解散し、又は当該議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者及び経理責任者であった者又は当該議員であった者）は、翌年度の4月1日から同月30日までの間に、当該政務調査費に係る収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を、議長に提出しなければならない。

(オ) 領収書等の整理の方法

a 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、次に掲げる方法により領収書等を整理しなければならない。

(a) 領収書等を徴収したときは、当該領収書等を貼付した支出調書（一般用）を作成する。

(b) 支出の事実を証する書類を作成するときは、使途内容、支出額、支出先、領収書を徴し得ない理由を記載した支出調書（支出証明用）を作成する。

(c) 上記(a)及び(b)にかかわらず、調査旅費を支出したときは、調査期間、調査内容、調査費用等を記載した支出調書（調査旅費用）兼出張記録書を作成する。

b 上記(エ)の収支報告書に添えて議長に提出する領収書等の写しは、上記 a の支出調書の写しとし、これに支出調書一覧表を添付しなければならない。

(カ) 残額の返還等

政務調査費の交付を受けた会派（当該会派が解散した場合は、当該会派の代表者であった者。以下この項において同じ。）及び議員（当該議員が議員でなくなった場合は、当該議員であった者。以下この項及び下記(キ)において同じ。）は、収支報告書等を提出した場合において、残額があるときは、当該残額を速やかに市長に返還しなければならない。

市長は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員が、使途基準に基づく経費以外に当該政務調査費を使用したと認めるときは、当該会派又は当該議員に対し、既に交付した政務調査費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧

議長は、収支報告書等を、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない、何人も、議長に対し、保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(ク) 会計帳簿等の整理保管

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者（当該会派が解散した場合は、当該会派の経理責任者であった者）及び政務調査費の交付を受けた議員は、当該政務調査費の出納について、会計帳簿を調製し、及び領収書等を整理するとともに、これらの書類を、当該政務調査費に係る収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

ウ 政務調査費の運用に関する基本指針

政務調査費については、政務調査費の厳正かつ適切な運用に努め、積極的に説明責任を果たすことにより、一層の透明性の確保を図ることを目的として、市会運営委員会において「政務調査費の運用に関する基本指針」が策定され、これに沿って運用されている。その内容（平成22年2月22日に一部改正され、同日以降に使用された政務調査費から適用されている内容を含む。）は、おおむね次のとおりである。

(ア) 政務調査費の運用は、使途基準に適合したものでなければならず、その内容及び金額が市政に関する調査研究の目的に照らして社会通念上相当と認められるものでなければならない。

(イ) 一の支出が、調査研究活動以外の後援会活動及び政党活動（以下「後援会活動等」という。）、私的活動等の複数の活動にわたる場合は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる按分割合により、政務調査費から当該支出の一部の支出を行うことができる。

a 時間、面積その他の適切な理由に基づき活動全体に占める調査研究活動の割合を求め得る場合 その割合

b 活動全体に占める調査研究活動の割合を求め難い場合 (ウ)の表の右欄に掲げる上限割合

(ウ) 政務調査費の具体的な支出は、次の表の考え方等を基準として、適切に行うよう努めなければならない。

なお、当該基準を超えて政務調査費を支出しようとする場合は、支出調書を

提出する際に、その理由を明らかにしなければならない。

用途 項目	具体的な支出の考え方等
委託調査費	委託契約は、他の団体等と共同で調査を実施する場合を除き、按分が生じないように締結すること。
会議研修費	<p>(1) 食糧費の支出</p> <p>ア 研修会等の講師、助言者等に係る食糧費の支出は、昼食代 2,500 円、夕食代 5,000 円を上限とする。</p> <p>イ 研修会等の会議の参加費に、会議と一体性を有する飲食経費を含む場合の支出額は、昼食代を含む場合は 2,500 円、夕食代を含む場合は 5,000 円を上限とする。</p> <p>(2) 按分の考え方</p> <p>ア 他の活動（後援会活動、政党活動、私的活動等の調査研究活動以外の活動をいう。以下この表において同じ。）に係る議題がある会議の会場費は、会議時間に占める割合等に応じて按分する。</p> <p>イ 他の活動に係る演題がある研修会の講師謝礼は、講義時間、講義内容に占める割合等に応じて按分する。</p>
調査旅費	<p>(1) 食糧費の支出</p> <p>宿泊を伴う場合の食事代の支出は、宿泊代と一体とされた朝食代に限る。ただし、宿泊代が朝食代以外の食事代と一体とされ、当該宿泊代が社会通念上相当と認められる金額である場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 按分の考え方</p> <p>他の活動に係る調査と併せて行う調査の宿泊費は、調査の行程、時間に占める割合等に応じて按分する。</p>
広報広聴費	<p>(1) 他の活動に係る記事を掲載する広報紙の印刷費は、紙面全体に占める面積、ページ数の割合等に応じて按分する。</p> <p>(2) 他の活動に係る情報を掲載するホームページの作成費は、構成全体に占める割合等に応じて按分する。</p>
資料作成費	調査研究活動と無関係な内容を含む資料の印刷製本費は、紙面全体に占める面積、ページ数の割合等に応じて按分する。
資料購入費	<p>(1) 購入部数等</p> <p>ア 新聞、図書等の資料の購入は、1 部（新聞は各紙 1 部）に限る。</p> <p>イ 議員分の政務調査費により、自宅（事務所を兼ねる場合を含む。）に備える新聞を購入する場合は、1 紙を超える部分に限り支出することができる。</p> <p>(2) 按分の考え方</p> <p>他の活動と兼用している事務所等で使用する図書、雑誌等の購入費は、使用頻度、当該事務所等の使用割合に準じた割合等に応じて按分する。</p> <p>調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は、後援会活動等又は</p>

	私的活動のいずれかと按分する場合は2分の1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は3分の1を上限とする。								
通信運搬費	<p>(1) タクシー備車料</p> <p>ア タクシーの利用は，その必要性を十分に吟味して行うこと。</p> <p>イ 他の活動にわたってタクシーを利用し，調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，政務調査費からの支出額は，これによることが明らかに過大な額となる場合を除き，備車料の全額に，次の表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>タクシーを後援会活動等又は私的活動のいずれかにも利用した場合</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>タクシーを後援会活動等及び私的活動にも利用した場合</td> <td>3分の1</td> </tr> </table> <p>(2) 郵便切手等（平成22年2月22日に一部改正され，追加された内容）</p> <p>ア 郵便切手等の購入は，具体的な調査研究活動に必要となる最小の数量に限ること。</p> <p>イ 郵便切手等を購入したときは，必要に応じて台帳を整備して購入数，使用数等を記録するなど，管理を徹底すること。</p> <p>(3) 他の活動にわたることとなる携帯電話の使用料</p> <p>政務調査費からの支出額は，これによることが明らかに過大な額となる場合を除き，使用料の全額に，次の表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1台しか保有していない場合</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>私的活動用とは別に保有している場合</td> <td>2分の1</td> </tr> </table> <p>(4) 按分の考え方</p> <p>ア 他の活動と兼用している事務所等で使用する固定電話の電話代通話時間に占める割合，当該事務所等の使用割合に準じた割合等に応じて按分する。</p> <p>調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は2分の1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は3分の1を上限とする。</p> <p>イ 他の活動と兼用している自動車の賃借料（レンタル料。購入費用の一部払に該当するものを除く。）</p> <p>走行距離又は走行時間に占める割合等に応じて按分する。</p> <p>調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は2分の1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は3分の1を上限とする。</p>	タクシーを後援会活動等又は私的活動のいずれかにも利用した場合	2分の1	タクシーを後援会活動等及び私的活動にも利用した場合	3分の1	1台しか保有していない場合	3分の1	私的活動用とは別に保有している場合	2分の1
タクシーを後援会活動等又は私的活動のいずれかにも利用した場合	2分の1								
タクシーを後援会活動等及び私的活動にも利用した場合	3分の1								
1台しか保有していない場合	3分の1								
私的活動用とは別に保有している場合	2分の1								
備品消耗品費	<p>(1) 備品の台数等</p> <p>コピー機，パソコン等の備品に係る支出は，複数台設置する合理的な理由のある場合を除き，原則1台とする。</p> <p>(2) 他の活動にわたることとなるガソリン代</p> <p>政務調査費からの支出額は，これによることが明らかに過大な額となる場合を除き，ガソリン代の全額に，次の表の右欄に掲げる割合を</p>								

	<p>乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>車両を後援会活動等又は私的活動のいずれかにも使用する場合</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>車両を後援会活動等及び私的活動にも使用する場合</td> <td>3分の1</td> </tr> </table> <p>(3) 按分の考え方 他の活動と兼用している事務所等で使用する事務用品代は、使用頻度、当該事務所等の使用割合に準じた割合等に応じて按分する。 調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は、後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は2分の1、後援会活動等及び私的活動と按分する場合は3分の1を上限とする。</p>	車両を後援会活動等又は私的活動のいずれかにも使用する場合	2分の1	車両を後援会活動等及び私的活動にも使用する場合	3分の1
車両を後援会活動等又は私的活動のいずれかにも使用する場合	2分の1				
車両を後援会活動等及び私的活動にも使用する場合	3分の1				
人件費	<p>(1) 議員の親族でない補助職員 他の活動にも従事させる場合は、調査研究活動への従事時間、日数等に応じた割合、事務所等の使用割合に準じた割合等により按分する。 調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は、当該補助職員に係る人件費の全額の2分の1を上限とする。</p> <p>(2) 議員の親族である補助職員 政務調査費からの支出額は、当該補助職員に係る人件費の全額の3分の2を上限とする。 後援会活動等にも従事させる場合は、調査研究活動への従事時間、日数等に応じた割合、事務所等の使用割合に準じた割合等により更に按分する。この場合において、調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は、当該補助職員に係る人件費の全額の3分の1を上限とする。</p>				
事務所費	<p>(1) 事務所を賃借し、他の活動にも使用している場合の賃借料、光熱水費等 使用面積、使用時間、使用頻度等を総合的に勘案して按分する。 調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は、2分の1を上限とする。</p> <p>(2) 自宅等に事務所を設置している場合の光熱水費 使用面積、使用時間、使用頻度等を総合的に勘案して按分する。 調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は、後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は2分の1、後援会活動等及び私的活動と按分する場合は3分の1を上限とする。</p>				

(2) 各会派及び議員に係る事実関係及び判断

ア 自由民主党京都市会議員団関係

(7) 広報広聴費（議員団ニュースNo. 27, No. 28, No. 29及びNo. 30の編集代及び印刷代）関係

同会派は、自由民主党京都市会議員団ニュースNo. 27, No. 28, No. 29及びNo. 30

を、それぞれ平成21年7月、同年11月、平成22年1月及び同年3月に作成し、これらに要した編集代及び印刷代（編集代は、それぞれ90,000円、90,000円、60,000円及び60,000円。印刷代（No. 27及びNo. 28は振込手数料を含む。）は、それぞれ1,773,597円、2,041,620円、1,767,780円及び2,121,630円）の全額を広報広聴費として政務調査費から支出している。

当該ニュースの作成部数は、それぞれ、336,200部、459,400部、373,800部及び477,300部である。

同会派の関連資料によれば、当該ニュースの内容は、平成21年5月市会、9月市会、11月市会及び平成22年2月市会の各定例会における同会派の所属議員の代表質問の関連記事並びに平成22年度京都市予算及び今後の市政方針に関する要望その他の市会及び市政に係る報告の関連記事である。

請求人は、当該ニュースの発行は、政務調査活動とその他の活動が渾然一体となっており、その成果物に基づき面積按分を行う必要があるが、当該ニュースの成果物が収支報告書に添付されておらず、按分率2分の1を適用し、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該ニュースの内容から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(イ) 広報広聴費（京都新聞「市会報告Vol. 1」掲載費）関係

同会派は、自由民主党京都市会議員団市会報告Vol. 1を平成22年3月26日付けの京都新聞に掲載し、これに要した経費2,520,840円（振込手数料を含む。）の全額を広報広聴費として政務調査費から支出している。

同会派の関連資料によれば、当該広告の内容は、平成22年2月市会定例会における同会派の報告に関するものである。

請求人は、当該広告の成果物が収支報告書に添付されておらず、按分率2分の1を適用し、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該広告の内容から判断すれば、不合理な点は見出せず、これに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(ウ) 資料購入費関係

同会派は、自由民主党組織本部「議員情報」No. 163～No. 168について、同会

派の所属議員分として各22部を購入し、これに要した経費47,040円（振込手数料を含む。）の全額を資料購入費として政務調査費から支出している。

同会派の説明及び関連資料によれば、当該情報は、自由民主党組織本部が発行するもので、その購入目的は、当該情報が自由民主党が推進する各種施策を分かりやすく解説した「政策資料」であり、会派の政策形成及び調査研究に役立てるため、所属議員の必読の政策資料として当該情報をいつでも参照できるようにしているものであるとされている。また、その記事は、地方議会人のための議会運営Q&A、平成21年度各省施策の概要、第29次地方制度調査会の答申、分権委員会の各次勧告等であり、地方議員の調査研究活動にとって有用な内容とされている。

請求人は、当該情報が自由民主党組織本部の発行であることを理由に、政党活動の一環であり、政務調査活動には当たらない旨を主張するが、当該情報の内容及び購入部数並びに同会派の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(エ) 通信運搬費（議員団ニュースNo. 26, No. 27, No. 28及びNo. 29のポスティング代）関係

同会派は、自由民主党京都市会議員団ニュースNo. 26, No. 27, No. 28及びNo. 29のポスティングを、それぞれ平成21年4月、同年7月、同年11月及び平成22年1月に行い、これらに要した経費（それぞれ845,722円、314,317円、608,868円及び450,843円（振込手数料を含む。））の全額を通信運搬費として政務調査費から支出している。

同会派の関連資料によれば、当該ニュースの内容は、平成21年2月市会、5月市会、9月市会及び11月市会の各定例会における同会派の所属議員の代表質問の関連記事並びに平成22年度京都市予算及び今後の市政方針に関する要望その他の市会及び市政に係る報告の関連記事である。また、当該ニュースのポスティングの配布エリア及び配布枚数については、当該ニュースNo. 26が北区、左京区及び伏見区で229,900枚、No. 27が北区及び南区で86,700枚、No. 28が上京区、山科区及び右京区で165,450枚並びにNo. 29が中京区及び右京区で122,450枚である。

請求人は、当該ニュースの発行に伴う編集、印刷（封筒印刷を含む。）、折込み、封筒入れ等も発行と同様であるとし、当該ニュースの成果物が添付されておらず、按分率2分の1を適用し、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該ニュースの内容及びポストイング先から判断すれば、不合理な点は見せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(オ) 通信運搬費（議員団ニュースNo. 27, No. 28, No. 29及びNo. 30の折込み代）関係

同会派は、自由民主党京都市会議員団ニュースNo. 27, No. 28, No. 29及びNo. 30の新聞折込みを、それぞれ平成21年7月8日、同年11月13日、平成22年1月12日及び同年3月31日に行い、これらに要した経費（それぞれ1,070,433円、1,275,529円、1,064,480円及び1,275,970円）の全額を通信運搬費として政務調査費から支出している。

同会派の関連資料によれば、当該ニュースの内容は、上記(ア)に記載したとおりである。また、当該ニュースの新聞折込みは、No. 27及びNo. 29（それぞれ242,000部及び240,650部）が朝日新聞、毎日新聞、産経新聞及び読売新聞で、No. 28及びNo. 30（それぞれ288,950部及び289,050部）が京都新聞及び朝日新聞であり、市内全域で配布されている。

請求人は、当該ニュースの成果物が添付されておらず、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該ニュースの内容及び市内全域に広く配布されていることから判断すれば、不合理な点は見せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(カ) 備品消耗品費関係

同会派は、平成21年5月29日に下村あきら議員用のワッペンを購入し、これに要した経費1,890円の全額を備品消耗品費として政務調査費から支出している。また、同年12月7日に同議員用の安全靴を購入し、これに要した経費6,457円（振込手数料を含む。）のうち5,811円（10分の9相当額）を備品消耗品費として政務調査費から支出している。

同会派の説明及び関連資料によれば、工事現場、火災現場、被災地域、未舗

装地、河川敷、がけ地、森林区域、山中、不法投棄地等に立ち入って行う会派の政務調査活動に際して、動きやすい服装の確保等のため、防災服を調達し、これに所属議員の氏名を表示したワッペンを付けて、貸与しており、同議員の会派所属に伴い、購入したものとされている。また、当該安全靴も、防災服と同様の趣旨で調達しているものであるが、政務調査活動以外の活動に用いることもわずかながらあり得ることから、10分の9相当額を政務調査費から支出したとされている。

請求人は、当該ワッペン及び安全靴は議員個人で使用するものであって、政務調査活動とは無縁であり、目的外使用である旨を主張するが、上記のような防災服の使用状況並びに当該ワッペン及び安全靴の用途に関する同会派の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

イ 日本共産党京都市会議員団関係

(7) 広報広聴費（住所データ修正費）関係

同会派は、住所データの修正を業者に依頼し、これに要した経費70,875円的全額を広報広聴費として政務調査費から支出している。

同会派の説明及び関連資料によれば、所属議員の市政報告が印刷されたはがきを送付するために議員ごとの送付対象者の住所データを保有しているが、送付の相手先の死亡、番地違い等の理由により一部のはがきが返却されたため、当該はがきに係る住所データを修正したとされている。

請求人は、住所データが政務調査活動に限るという根拠が示されておらず、按分率は2分の1を適用し、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該住所データの使用目的及び送付物の内容並びに同会派の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(イ) 広報広聴費（日本共産党京都市会議員団ニュース封筒入れ）関係

同会派は、日本共産党京都市会議員団ニュースNo. 394、No. 395、No. 396、No. 397及びNo. 398の送付のための封筒入れを行い、これらに要した経費（それぞれ69,724円、68,400円、78,264円、76,337円及び68,812円（振込手数料を含

む。)) の全額を広報広聴費として政務調査費から支出している。

同会派の説明及び関連資料によれば、送付物である当該ニュースの内容は、平成21年5月市会、9月市会、11月市会及び平成22年2月市会の各定例会並びに平成21年6月市会臨時会における同会派の所属議員の代表質問その他の市会及び市政に係る報告の関連記事である。

当該ニュースの封筒入れの件数は、それぞれ9,236件, 9,169件, 9,164件, 9,094件及び9,074件であり、送付先は、同会派が保有している名簿約9,000件（個人分及び団体分）の中から選定されている。また、当該封筒は全て発送したとされている。

請求人は、当該ニュースの成果物が収支報告書に添付されておらず、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該ニュースの内容及び送付先並びに同会派の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(ウ) 広報広聴費（京都新聞広告版下作成費）関係

同会派は、平成21年7月26日付けの京都新聞に掲載する広告の版下を作成し、これに要した経費99,750円の全額を広報広聴費として政務調査費から支出している。

同会派の関連資料によれば、当該広告の内容は、市立病院及び京北病院の独立行政法人化等に関する市民の意見募集である。

請求人は、当該広告の成果物が収支報告書に添付されておらず、按分率2分の1を適用し、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該広告の内容から判断すれば、不合理な点は見出せず、これに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(エ) 通信運搬費（固定電話料金及び携帯電話料金）関係

同会派は、平成21年4月分から平成22年3月分までの固定電話料金（日本共産党名義分）70,272円（月額5,856円）の全額及び平成21年5月分から平成22年4月分まで（平成21年4月利用分から平成22年3月利用分まで）の携帯電話料金44,532円の全額を通信運搬費として政務調査費から支出している。

同会派の説明及び関連資料によれば、上記の固定電話料金（日本共産党名義分）については、市役所内の同会派の議員団控室に設置されている電話（ADSL用）の使用に係るものであり、当該電話回線を設置した当時は、任意団体名義での契約が認められなかったことから、やむを得ず日本共産党名義となつたとされている（当該名義については、平成23年5月分から日本共産党市議員団名義に変更されている。）。また、上記の携帯電話は、日本共産党京都市議員団名義であり、その電話番号は、同会派が設置した不祥事110番の受付番号として、同会派のホームページ上で公開されている。

請求人は、上記の固定電話料金（日本共産党名義分）については、日本共産党の支出であり、政務調査活動とは認められない旨を主張し、携帯電話料金については、政務調査活動に限るという根拠が示されず、按分率2分の1を適用し、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、上記の電話（ADSL用）の設置状況及び携帯電話の利用状況並びに同会派の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(オ) 通信運搬費（郵便切手代）関係

同会派は、平成21年7月27日に80円の郵便切手100枚を購入し、これに要した経費8,000円の全額を通信運搬費として政務調査費から支出している。

同会派の説明及び関連資料によれば、地域政務調査員（原則として各行政区に1名置かれる。）は、各行政区で政務調査活動を行い、毎週、同会派に活動内容を報告するとともに、月1回は、当該報告内容に関する地域政務調査員の会議を開催している。上記の郵便切手は、平成21年7月から同年11月までの同会議の開催に係る地域政務調査員への連絡、資料の送付等に使用したとされている。また、購入した切手は、全て封筒に貼付して発送したとされている。

請求人は、政務調査活動に限るという根拠が示されていないため、按分率2分の1を適用し、2分の1は目的外使用である旨を主張しているが、上記の郵便切手の使用内容及び同会派の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

ウ 民主・都みらい京都市議員団関係

(7) 委託調査費関係

同会派は、平成21年1月9日並びに平成22年1月12日、同月21日及び同月22日に、市会における常任委員会及び特別委員会の摘録を作成する業務等を委託する旨の業務委託契約を3名の個人とそれぞれ締結し、当該各契約に基づき、各委託先に対し、平成21年4月30日、同年5月29日、同年6月30日、同年7月31日、同年8月31日、同年9月30日、同年10月30日、同年11月30日、同年12月28日、平成22年1月29日、同年2月26日及び同年3月31日に、当該摘録の作成に係る委託料合計619,975円の全額を委託調査費として政務調査費から支出している。

同会派の説明及び関連資料によれば、委員会の摘録は、会派内部でのリアルタイムでの情報交換、付託議案に係る会派の態度の決定等のためには、市会事務局による議事録では作成に時間が掛かるため支障があるとして、同会派が独自に作成しているものであるとされている。各委託先は、市政に関する一定の知識と委員会における議論の要点を把握する素養を重視し選定したとされている。委託業務に係る成果物である摘録は、平成21年4月から平成22年3月までの間に開催された経済総務委員会、くらし環境委員会、教育福祉委員会、まちづくり消防委員会、交通水道委員会、普通予算特別委員会、公営企業等予算特別委員会、普通決算特別委員会及び公営企業等決算特別委員会の会議の一部について作成されている。また、委託料の金額は、各委員会の内容等により業務量の見込みが立たないことを理由に、業務に要した時間1時間当たり900円により計算した金額に加え、別途交通費の実費を支払うこととされている。業務に要した時間は、同会派の議員団控室の別室における作業時間（会派の職員が確認）と委員会の終了時刻が遅い場合の在宅作業の時間（委託先からの申告と作業実績を勘案して双方合意のうえ決定）により積算しているとされている。

請求人は、会派には議員報酬や費用弁償といった公金が支給されておらず、会派運営費のようなものであれば、政務調査活動でなくても当該支出が認められるというのは違法、不当であり、当該摘録の作成は政務調査活動ではなく、目的外使用である旨を主張する。

請求人のいう会派運営費が何であるかは判然としないが、委員会の摘録の作成は、議会本来の活動に係る記録作成に当たるものの、議員が議会活動につい

て議員報酬や費用弁償が支給されるのとは異なり、会派には同様の趣旨で支給されているものがなく、議会活動を政務調査活動と区分する議員の政務調査費に関する考え方が、会派の活動にそのまま妥当するものではない。市会事務局作成の議事録とは別に、会派が独自に摘録を作成することは、特に市会の開会中は、議案に対する態度決定の参考資料とするなど、必要がないとはいえないところであり、このような活動を会派の政務調査活動の一環として理解することが、政務調査費の制度の趣旨に必ずしも反するとは解されない。よって、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

なお、委託料の金額が業務に要した時間に応じて定められている点については、20年度分監査結果において述べたとおり、委託業務の質、量等に応じて定めるなど、契約の性質に応じた適切な算定方法が採られるべきであると考えます。

(イ) 広報広聴費（京都新聞広告料及び新聞広告デザイン費）関係

同会派は、平成21年7月28日付けの京都新聞に広告を掲載し、これに要した広告料及びデザイン費（それぞれ887,670円及び105,420円（振込手数料を含む。））の全額を広報広聴費として政務調査費から支出している。

同会派の関連資料によれば、当該広告の内容は、国政及び市政に係る同会派の要望事項に関するものである。

請求人は、当該広告の目的及び内容が不明であり、政務調査活動とは認められない旨を主張するが、当該広告の内容から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(ウ) 広報広聴費（議員団ニュース送付）関係

同会派は、民主・都みらい議員団ニュースNo. 88及びNo. 89並びに平成22年度京都市予算編成に対する要望書を平成21年12月28日に送付し、これに要した経費53,580円の全額を広報広聴費として政務調査費から支出している。

同会派の説明及び関連資料によれば、送付物である当該ニュースの内容は、平成21年9月市会及び11月市会の各定例会における同会派の所属議員の代表質問その他の市会及び市政に係る報告の関連記事である。また、当該要望書は、同会派の市政に対する考え方を知らせ、その要望に対する市民等の意見を今後

の活動に生かしていくためのものとされている。

当該ニュースの作成部数は、各2,000部程度、当該要望書の作成部数は400部であり、配布については業者による送付のほか同会派の各議員又は同会派事務局における備付けによる手渡しにより行っているとされている。本件請求の対象となったのは、このうち業者から関連先に送付された282箇所分である。

請求人は、当該ニュース等の成果物が収支報告書に添付されておらず、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該ニュース等の内容及び配布先並びに同会派の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(エ) 広報広聴費（議員団ニュースカラー版）関係

同会派は、民主・都みらい京都市会議員団ニュースVol. 90を平成22年1月に396,750部作成するとともに、このうち384,750部新聞折込みを行い、これらに要した経費3,518,508円の全額を広報広聴費として政務調査費から支出している。

同会派の関連資料によれば、当該ニュースの内容は、同会派の平成22年度予算に対する要望その他の市政に係る報告の関連記事である。

請求人は、当該ニュースの成果物が収支報告書に添付されておらず、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該ニュースの内容から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(オ) 広報広聴費（新聞広告料）関係

同会派は、平成22年3月28日付けの京都新聞及び朝日新聞に広告を掲載し、これに要した広告料及び広告制作費3,159,450円の全額を広報広聴費として政務調査費から支出している。

同会派の関連資料によれば、当該広告の内容は、平成22年度予算編成に対する同会派の要望事項に関するものである。

請求人は、当該広告の目的及び内容が不明であり、政務調査活動とは認められない旨を主張するが、当該広告の内容から判断すれば、不合理な点は見出せず、これに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に

照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(カ) 備品消耗品費（コピー機（リース代））関係

同会派は、コピー機のリースを受け、市役所内にある同会派の議員団控室に設置したうえで、平成21年4月分から平成22年3月分までのリース代308,700円（月額25,725円）の全額を備品消耗品費として政務調査費から支出している。

当該経費への政務調査費の支出額は、当初、当該経費の全額とされていたが、平成23年4月22日付けで同会派により、当該経費の10分の9相当額とするよう支出調書及び収支報告書が訂正されている（訂正後の収支報告書に基づき新たに返還すべき残額については平成23年5月19日付けで返還された。）。その結果、上記経費に係る政務調査費の支出額の合計額は、308,700円から、277,836円（月額23,153円）となっている。

同会派の説明及び関連資料によれば、同会派の議員団控室の使用割合は100パーセントが政務調査活動であるが、備品等について、まれにその他の議員活動に使用されることを考慮し、10分の9相当が政務調査活動であるとして、コピー機についても、同様の使用割合とされている。

請求人は、当該リース代については、コピー機の使用が政務調査活動に限られた使用である根拠が示されておらず、按分率2分の1を適用し、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該議員団控室の使用割合及びコピー機の使用状況並びに同会派の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(キ) 備品消耗品費（議員団封筒作成代）関係

同会派は、同会派の封筒として、平成21年7月に長3封筒を1,000部及び角2封筒を500部並びに平成22年1月に乳白色長3封筒を1,000部作成し、これらに要した経費（それぞれ39,375円及び24,150円）の全額を備品消耗品費として政務調査費から支出している。

同会派の説明及び関連資料によれば、当該封筒の用途は、長3封筒及び乳白色長3封筒にあつては、主に議員団ニュースNo.87、No.88、No.89、No.90、No.91及びNo.92の、角2封筒にあつては、主に平成22年度予算要望書の送付又は手渡しに使用しているとされている。

当該ニュースの内容は、平成21年9月市会、11月市会、平成22年2月市会の各定例会における同会派の所属議員の代表質問その他の市会及び市政に係る報告の関連記事であり、当該予算要望書は、平成22年度予算編成に対する同会派の要望事項に関するものである。

当該ニュースの作成部数は、各2,000部（No.90は396,750部（同会派納入分は12,000部。その他は新聞折込みされた。））であり、当該予算要望書の作成部数は、400部である。

請求人は、当該封筒が政務調査活動に限られた使用である根拠が示されておらず、按分率2分の1を適用し、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該封筒の用途及び同会派の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

エ 公明党京都市会議員団関係

同会派は、公明党京都市会議員団ニュースNo. 2を平成21年11月に400,000部及び当該ニュースNo. 3を平成22年3月に393,000部作成するとともに、新聞折込みを行い、これらに要した経費7,704,364円（振込手数料を含む。）の全額を広報広聴費として政務調査費から支出している。

同会派の説明及び関連資料によれば、当該ニュースは、同会派の政策及び活動並びに市政の状況を広く市民に広報し、同会派の議員が積極的に意見聴取や意見交換を行うことにより、次の政策提言へつなげていくための広報紙と位置付けられている。当該ニュースNo. 2及びNo. 3の内容は、平成21年5月市会、9月市会、11月市会及び平成22年2月市会の各定例会における同会派の所属議員の代表質問その他の市会及び市政に係る報告の関連記事である。

当該ニュースNo. 2は、作成した400,000部のうち、386,050部を京都新聞等の新聞折込みにより市内各世帯に配布し、13,950部は、所属議員（12名）に各1,000部を配布のうえ、残りを同会派の議員団控室に備え付け、又は予備として保有しているとされている。

また、当該ニュースNo. 3は、作成した393,000部のうち、386,150部を京都新聞等の新聞折込みにより市内各世帯に配布し、6,850部は、所属議員（12名）に各500部を配布のうえ、残りを同会派の議員団控室に備え付け、又は予備として保有し

ているとされている。

請求人は、当該ニュースの成果物が収支報告書に添付されておらず、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該ニュースの内容及び配布先並びに同会派の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

オ 加地浩元議員関係

同元議員は、市政報告（平成21年夏号及び平成22年新春号）を付加価値付きの年賀はがき等に印刷し、これらに要した経費（それぞれ62,790円及び61,635円（平成22年新春号のみ振込手数料を含む。））の全額を広報広聴費として政務調査費から支出している。

同元議員の関連資料によれば、成果物である当該市政報告の内容は、平成21年夏号にあつては同元議員の平成21年5月市会定例会における代表質問の内容及び6月市会臨時会に係る報告であり、平成22年新春号にあつては国の事業仕分けと本市財政への影響についての関連記事である。

請求人は、市政報告の内容が不明であるとし、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該市政報告の内容から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

カ 田中明秀議員関係

同議員は、平成21年6月18日に、学校給食調査として、京都市立上里小学校において学校給食を食し、これに要した経費として240円の全額を会議研修費として政務調査費から支出している。

同議員の説明及び関連資料によれば、当該調査は、子供たちの食育の推進や栄養バランス等を確認するため、学校給食の現状について調査し、実際に学校給食を食するとともに、校長等の話を聞いたとされている。

請求人は、当該調査の調査報告が収支報告書に添付されておらず、政務調査活動とは認められない旨を主張するが、当該調査の内容及び同議員の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

キ 田中セツ子元議員関係

(ア) 広報広聴費（市会報告印刷代）関係

同元議員は、市会報告を印刷し、これに要した経費84,000円のうち78,750円（16分の15相当額）を広報広聴費として政務調査費から支出している。

同元議員の説明及び関連資料によれば、当該市会報告の内容は、平成21年5月市会定例会に係る報告及び同元議員の代表質問の内容並びに6月市会臨時会に係る報告その他の市政に係る報告であり、基本的に全額を政務調査費として計上することができる内容であるが、挨拶部分に後援会活動に係る発言が含まれていることを考慮して、自主按分し16分の15相当額を計上したとされている。

請求人は、市会報告の内容が不明であるとし、政務調査活動とは認められない旨を主張するが、当該市会報告の内容及び同元議員の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これに要した上記経費に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

(イ) 広報広聴費（市会報告はがき印刷代）関係

同元議員は、市会報告を付加価値付きの年賀はがきに印刷し、これに要した経費34,461円の全額を広報広聴費として政務調査費から支出している。

同元議員の関連資料によれば、当該市会報告の内容は、平成21年9月市会及び11月市会の各定例会における同元議員の質疑の関連記事であり、全体の10分の1相当、挨拶部分に政党活動に係る発言が含まれている。

請求人は、当該市会報告の内容が不明であるとし、政務調査活動とは認められない旨を主張するが、当該市会報告の内容から判断すれば、不合理な点は見出せないものの、記事内容の10分の1相当に政党活動に係る発言が含まれていることを考慮し、上記経費に係る政務調査費の支出のうち10分の9相当額は使途基準に適合していると認められるが、これを超える部分は目的外使用に当たると認められる。

(ウ) 通信運搬費関係

同元議員は、平成21年4月から平成22年3月までのタクシーの備車料605,050円のうち302,525円（2分の1相当額）を通信運搬費として政務調査費から支出している。

同元議員の説明及び関連資料によれば、当該備車料については、政務調査活

動と後援会活動等のいずれにも使用したとして、自主按分し2分の1相当額を計上したとされている。また、収支報告書に計上した備車料のほかにも、372,220円分あるとされ、タクシーチケットの原本が提出されている。

請求人は、タクシーの乗車区間が不明であることを理由に政務調査活動とは認められない旨を主張するところ、確かに、タクシーの備車料は、個々の利用目的を明らかにし、必要に応じて適切に按分されるべきものであり、利用金額に按分率を乗じた額の政務調査費を支出する取扱いが、使途基準及び「政務調査費の運用に関する基本指針」（平成20年3月5日策定）において想定されている支出方法であるとはいい難い。しかし、本来想定されている方法と異なる方法により政務調査費を支出したことのみをもって直ちにその全部が目的外使用であると評価するのは相当でない。

タクシーについては、一般的に私的活動、政務調査活動及び後援会活動等のいずれにも利用することが可能であることから、単に政務調査活動と後援会活動等にしか利用していないという同元議員の説明からだけでは、合理的な説明がなされたとはいい難く、政務調査活動としては3分の1相当を上限と見るのが相当である。

よって、当該備車料の総額は、977,270円（605,050円+372,220円）であり、今回政務調査費として計上されている302,525円が、当該総額の3分の1相当額以内であることを考えれば、使途基準に照らし、目的外使用に当たるとは認められない。

ク 津田大三議員関係

同議員は、タクシーチケットにより、タクシーを利用し、これに伴う平成21年4月分から平成22年3月分までの庸車料144,120円のうち129,708円（10分の9相当額）を通信運搬費として政務調査費から支出している。

同議員の説明及び関連資料によれば、タクシーチケットは政務調査活動の用務で移動する際に使用することとされている。本来であればタクシーチケットを使用したものについては全額に政務調査費を充てて計上すべきところ、①政務調査活動に関する割合を説明するのが困難なもの、②記載した用務内容では市民的理解が得られにくいと考えられるものが一部含まれることなどから、自主按分し10分の9相当額を支出したとされている。また、主に後援会活動等の政務調査活動

以外の用務でタクシーに乗車した際の領収書の原本（171,380円分）及び1回ごとのタクシーの乗車日、乗車区間及びその用務の概要が記載された資料が提出されている。

請求人は、タクシーの乗車区間が不明であることを理由に政務調査活動とは認められない旨を主張するが、上記のタクシーチケットの利用状況及び1回ごとのタクシーの利用に係る同議員の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

ケ 中村三之助議員関係

同議員は、自由民主党京都市会議員団ニュースNo. 26, No. 27, No. 28, No. 29及びNo. 30を郵送し、又は業者に配送を依頼し、これらに要した経費66,015円のうち64,652円（No. 26が20,085円、No. 27が16,940円、No. 28が8,480円、No. 29が12,320円のうち10,957円及びNo. 30が8,190円）を広報広聴費として政務調査費から支出している。

当該ニュースの送付部数は、それぞれ、348部、235部、106部、154部及び126部である。

同議員の説明及び関連資料によれば、送付物である当該ニュースの内容は、上記ア(ア)及び(エ)に記載したとおりであり、当該ニュースの送付先は、同議員が保有する複数の名簿（いずれも送付部数以上の人数の住所等が記載されている。）の中から選定されている。

請求人は、当該ニュースの成果物が収支報告書に添付されておらず、面積按分が行えず、按分率2分の1を適用し、2分の1は目的外使用である旨を主張するが、当該ニュースの内容及び送付先並びに同議員の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

コ 橋村芳和議員関係

同議員は、平成22年2月1日に80円の郵便切手4,000枚を、同年3月24日に80円の郵便切手4,000枚を購入し、これらに要した経費640,000円（それぞれ320,000円）のうち608,000円（それぞれ304,000円。100分の95相当額）を通信運搬費として政務調査費から支出している。

同議員の説明及び関連資料によれば、送付物である市政報告「かけはし」（平成22年新春号及び春号）の内容は、平成21年9月市会及び平成22年2月市会の各定例会における同議員の質疑の関連記事であるが、同議員は、当該市政報告のごく一部に政務調査活動以外の内容を記載したことから、自主按分し100分の95相当額を計上したとされている。当該市政報告の送付先は、同議員が保有する名簿（切手の購入数以上の人数の住所等が記載されている。）の中から選定されている。また、購入した切手は、全て封筒に貼付して発送したとされている。

請求人は、当該市政報告の印刷物が収支報告書に添付されておらず、政務調査活動とは認められない旨を主張するが、当該送付物の内容及び送付先並びに同議員の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

なお、多数の切手を購入する場合には、当該切手の購入に係る証拠書類だけでなく、料金別納郵便等を利用して領収書の発行を求めるなどして当該切手の使用の事実の記録を残しておくことが、政務調査費の使途に関する説明を尽くす上では望ましいと考える。

サ 井上けんじ議員関係

同議員は、平成21年6月22日に書籍「有価証券報告書総覧（株式会社ジョイント・コーポレーション）」（株式会社朝陽会発行）を、同年10月13日に書籍「有価証券報告書総覧（三菱商事株式会社）」（株式会社朝陽会発行）を購入し、これらに要した経費（それぞれ2,300円及び2,400円）の全額を資料購入費として政務調査費から支出している。

同議員の説明及び関連資料によれば、これらの書籍は、企業情報として、「企業の概況」、「事業の状況」、「設備の状況」、「経理の状況」等が記載されたものであり、前者は、京都駅八条口駅前において大型商業施設の開発を手掛け、開店前に経営破綻した株式会社ジョイント・コーポレーションについて、南区の議員として、その経営状態を調査、分析するため、購入したものであり、後者は、京都市立病院の独立行政法人化に伴い、PFI事業を受け持つグループの構成企業である三菱商事株式会社について、分析を行うため購入したものとされている。

請求人は、これらの書籍の市政調査との直接・密接な関連性が不明であり、そ

の説明が不十分であることから、政務調査活動とは認められない旨を主張するが、当該書籍の内容及び同議員の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

シ 河合ようこ議員及び西村善美議員関係

上記の各議員は、平成21年11月9日及び同月10日に札幌市で開催された第8回市町村議会議員研修会に参加し、当該出張に要した経費のうち、各議員それぞれの運賃及び宿泊費81,900円の全額を会議研修費として政務調査費から支出している。

上記の各議員の説明及び関連資料によれば、当該研修会は、株式会社自治体研究社が開催したもので、最新の施策等を学ぶためのものであるとされており、「転換期の自治体議会」をテーマとした講演、「北海道・福島町議会の実践的改革」及び「北海道経済の現状と将来展望」をテーマとした報告並びに「基礎から学ぶ、子育て・教育政策」、「基礎から学ぶ、自治体の環境政策」、「基礎から学ぶ、自治体の財政」及び「基礎から学ぶ、地域コミュニティ政策」の4つの選択講座が実施されている。また、当該研修会への参加に伴う平成21年11月9日の宿泊については、旅行代理店にビジネスホテルのシングルルームの予約依頼をし、ホテルサンルートニュー札幌に宿泊したとされている。

請求人は、当該経費のうち、各議員それぞれの運賃及び宿泊費81,900円について、その宿泊費の内訳が不明であり、特に高額であるとして、政務調査活動とは認められない旨を主張するが、当該研修会の内容及び宿泊状況並びに各議員の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

ス 小林あきろう議員関係

同議員は、①平成21年5月分から平成22年3月分までの実践倫理宏正会の会費及び本代121,000円（月額11,000円）を会議研修費として、②平成21年9月1日に購入した図書「実践倫理講座 人の巻 人生を輝かす」（上廣榮治著）の購入に要した経費1,300円を資料購入費として、③平成21年4月11日に利用したコインパーキングの駐車料金200円を通信運搬費として、その全額をそれぞれ政務調査費から

支出している。

同議員の説明及び関連資料によれば、実践倫理宏正会は、社団法人であり、生活倫理を実践すること等を目的に設立され、会報「倫風」、「清流」及びその他実践倫理に関する図書の刊行、研修会の開催等の活動を行っている。

上記①の本代とされているのは、会報「倫風」及び「清流」のことであり、上記②の図書は、会報「倫風」に連載された「新・実践倫理講座」の連載を中心にまとめられた三巻のうちの最終巻である。

同会の会員になることにより、会報「倫風」及び「清流」並びに上記図書をはじめ関連図書が入手でき、朝起き会、研修会等の活動にも参加できるとされ、上記③の駐車料金200円は、同日午前5時から開催された朝起き会に参加するための上記コインパーキングの利用に係るものである。

また、当該会報及び図書は、実践倫理に係る体験談等が多数掲載されており、朝起き会は、市民生活や市政全般に関わる全ての領域の問題に関し、体験談が赤裸々に語られる場であり、政務調査活動として大いに役立っているとされている。

請求人は、①の会費及び本代への支出は市政に関する調査研究を目的とするものとは考えられず、②の図書代及び③の駐車料金への支出は、個人の資質向上を目指すための支出であり、政務調査活動とは認められない旨を主張する。

この点、同会の活動である朝起き会等への参加や会報及び図書が、政務調査活動として大いに役立つと同議員は説明されているものの、具体的にどのように役立っているかの説明及び政務調査活動とその他の活動を区分する合理的な説明が十分なされたとはいえないが、一方で、これらのことをもって直ちにその全部が目的外使用であると評価するのは相当でない。

よって、上記経費に係る政務調査費の支出のうち、2分の1相当額は目的外使用に当たると認められる。

セ 中野洋一議員関係

同議員は、平成21年6月24日に書籍「英語ノート1」～完全対応指導ハンドブック～（文部科学省刊）を、同年10月6日に書籍「日本人の英語力」（マーシャ・クラッカワー著）を購入し、これらに要した経費（それぞれ3,350円（手数料200円を含む。）及び735円）の全額を資料購入費として政務調査費から支出している。

同議員の説明及び関連資料によれば、前者は、本市の小学校で実際に使用され

ている教科書の教師用指導読本であり、英語教育の現状を教師用指導読本を基に調査するために購入した。また、後者は、長い間英語教育に携わってきた著者の日本での英語教育の在り方を示すものであり、他の地域の英語教育の良さを採り入れていけるかどうかについて、委員会での議論の参考とするために購入したものとされている。

請求人は、英語力の修得は直接市政調査研究と関わらない旨を主張するが、当該書籍の内容及び購入目的並びに同議員の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これらに要した上記経費の全額に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

ソ 山岸たかゆき議員関係

同議員は、市政報告「活動レポート」（平成21年7月分）を印刷するために、平成21年7月1日に郵便はがき4,030枚を購入し、これに要した経費201,500円的全額を通信運搬費として政務調査費から支出している。

当該経費への政務調査費の支出額は、当初、当該経費の全額とされていたが、平成23年4月22日付けで同議員により、当該経費の3分の2相当額とするよう支出調書及び収支報告書が訂正されている（訂正後の収支報告書に基づき新たに返還すべき残額は生じていない。）。その結果、上記経費に係る政務調査費の支出額は、201,500円から、134,333円となっている。

同議員の説明及び関連資料によれば、当該市政報告の内容は、平成21年5月市会定例会及び6月市会臨時会の審議内容の報告を中心に構成されているが、当該市政報告の3分の1相当に政務調査活動以外の活動（同議員の旅行会の参加募集）を掲載しているため、自主按分し当該市政報告の印刷代と同様に3分の2相当額を計上したとされている。

請求人は、当該市政報告の印刷代の按分率が3分の2であることを理由に、当該郵便はがき代についても同じ按分率を適用すべきである旨を主張するところ、当該市政報告の内容及び訂正された按分状況並びに同議員の説明から判断すれば、不合理な点は見出せず、これに要した上記経費に政務調査費を支出することが、使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。

タ 山本恵元議員関係

同元議員は、平成21年5月13日から平成22年3月23日までの間に行ったガソリ

ン給油に要した経費45,115円の全額を備品消耗品費として政務調査費から支出している。

当該経費への政務調査費の支出額は、当初、当該経費の全額とされていたが、平成23年4月27日付けで同元議員により、当該経費の4分の3相当額とするよう支出調書が訂正されている。その結果、上記経費に係る政務調査費の支出額の合計額は、45,115円から、33,835円となっている。

同元議員の説明及び関連資料によれば、普通自動車1台を保有し、当該自動車は政務調査活動（80パーセント）及び後援会活動等（20パーセント）に使用しているが、一部他の活動にも使用することから、4分の3相当が政務調査活動であり、私的活動には主に公共交通機関等を利用し、当該自動車は使用していないとされている。また、収支報告書に計上したガソリン代のほかにも、43,588円分のガソリン代があるとされ、領収書の原本が提出されている。

ガソリン代については、これを使用する当該自動車の私的活動、政務調査活動及び後援会活動等に係る使用割合に準じて判断すべきところ、単に私的活動に使用していないとする同元議員の説明からだけでは、合理的な説明がなされたとはいえず、当該自動車の政務調査活動に係る使用割合は、上記活動から私的活動相当（3分の1相当）を除いた部分に、自主按分率4分の3を乗じた割合（2分の1相当）を上限と見るのが相当である。

よって、当該ガソリン代の総額は、105,538円（45,115円+16,835円(支出調書の訂正に使用したもの)+43,588円）であり、今回政務調査費として計上されている45,115円（本件監査の対象となっているのは、そのうち33,835円）が、当該総額の2分の1相当額以内であることを考えれば、使途基準に照らし、目的外使用に当たるとは認められない。

なお、請求人は、備品消耗品費（コピー代、ハンコ代等）は按分率4分の3として計上しているにもかかわらず、ガソリン代は全額を政務調査費として計上しており、同じ按分率を適用すべきである旨を主張するが、ガソリン代については、上記で述べたとおり判断すべきであり、請求人の主張は採用することができない。

2 結論

以上から、市長が次表に掲げる者に対し、同表の目的外使用額欄に掲げる金額の返還を請求しないことは違法であると認められ、その限度において、本件請求には理由

がある。

氏名	目的外使用額
田中 セツ子	3,446 円
小林 あきろう	61,250 円

第6 勧告

以上の判断により、本件請求には、一部理由があると認められるので、法第242条第4項の規定により、市長に対し、次のとおり勧告する。

勧告

平成21年度に交付した政務調査費のうち目的外使用額の返還について、期限を定めて該当の者に対して返還を命じるなどの必要な措置を講じられたい。

また、必要な措置を講じるに当たっては、あらかじめ、期限を定めて、自主的な収支報告書の訂正及び訂正後の収支報告書に基づく残額の返還の機会を与えられたい。

上記の措置は、平成23年8月15日までに講じられたい。

第7 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、京都市会議長に対し、次のとおり意見を提出する。

意見

市会においては、平成20年度交付分の政務調査費から金額にかかわらず領収書等の添付が義務付けられ、新たに策定した「政務調査費の運用に関する基本指針」（平成20年3月5日策定）に沿った運用といった取組が開始されている。また、市会改革に関する委員会を設置し、当該指針を二度にわたり改正するなど、政務調査費の制度の運用の更なる厳格化を図るための取組が進められている。

政務調査費は、公費であることから、その使用に当たっては、対象とされる調査研究活動の目的、内容、成果等を市民に対して分かりやすく説明できるよう留意する必要がある。しかし、対象とされる項目及び使途の基準の内容が幅広いことや、会派及び議員の活動には調査研究活動以外にも多様な活動があり明確に区分することが困難な場合も想定されることからすれば、収支報告書に領収書等を添付するだけでは、市民にとって十分に分かりやすい制度運用となっているとまではいえず、更なる改善の余地があるものと考えられる。

このため、今後、政務調査費の対象とされる調査研究活動については、ホームページをはじめとした様々な媒体の活用も含め、より積極的な市民への情報の提供及び公開に

努められるとともに、市民にとって、その目的、内容、成果等がより理解しやすい成果物等の添付や説明など、政務調査費の制度の運用についての改善をより一層推進されるよう要望する。

なお、これまでの監査結果でも、例えば、タクシーチケットや切手の使用管理、付加価値付きのはがきの利用などについて意見等を述べているが、今後とも、上記制度運用の改善検討に際して、併せて議論を進められたい。

(監査事務局)